

平成 15 年度 水質汚染事故による水道被害 厚労省



厚生労働省は平成 15 年度に発生した原水の水質汚染事故による水道被害状況と、原水の加臭による水道被害状況を報告にまとめ、平成 17 年 3 月 2 日同省健康局水道課 WEB ページ内に掲載しました。

報告によりますと、15 年度に水質汚染事故により水道が被害を受けた件数は 173 件。汚染項目別では油類が 60.7%(105 件)を占め、有機物 8.7%(15 件)、濁度 6.9%(12 件)、臭気 5.2%(9 件)と続きました。また、汚染原因は不明のケースが全体の 52.6%を占めましたが、原因が明確なものでは、工場等が 13.9%と最も多く、以下土木工事 8.7%、車両 6.4%、農業・畜産業 2.3%の順に多い結果となりました。

近年の傾向としては 10 年度以降、油類を原因とする事故件数が全体の 40%を上回る状況が継続しています。

一方、加臭などによる被害を受けた水道事業者は 59 で、被害人口は 308 万人。14 年度の 368 万 6,000 人より約 60 万人減少しました。異臭味被害人口は 2 年度をピークに一時 2,000 万人台まで増加しましたが、その後の高度処理の導入により、12 年度以降は、300 万人台で推移しています。

資料:2005 年 3 月 2 日付 EIC ネット

総務箇所 横山 美代子

事業内容

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| 1 環境管理に伴う調査・測定・化学分析 | 5 土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査 |
| 2 ダイオキシン類に係る濃度計量証明 | 6 労働衛生管理に伴う作業環境測定 |
| 3 ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定 | 7 トータルサニテーション管理 |
| 4 水道法第 20 条に基づく水質検査 | 8 委託試験・研究・開発 |

